

授業名称：地理空間情報の提供・流通促進と法制度

シラバス

(G空間事業者向け)

概要：

平成 19 年 5 月に「地理空間情報活用推進基本法」（以下「基本法」という。）が成立し、平成 20 年 4 月には基本法に基づく「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 20 年 4 月閣議決定、以下「基本計画」という。）が策定された。

基本計画では、誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり、高度な分析に基づく確かな情報を入手し行動できる「地理空間情報高度活用社会」の実現を目指しており、現在、関係機関において重点的に施策を展開しているところである。

そこでこの講義では、まず、基本法の理念、基本計画が示す目指すべき姿、それを踏まえた国の取組状況について学ぶ。次に、地理空間情報の提供・流通促進の意義について理解を深めるとともに、その際に発生しうる個人情報保護・知的財産権の権利処理などの問題及びそれに対処するための基本的な考え方について学ぶ。

学習目標：

本講義では、地理空間情報の提供・流通の意義、個人情報保護・知的財産権の権利処理などの地理空間情報を扱う際に発生しうる問題及びそれに対処するための基本的な考え方について習得する。具体的な目標は以下の通り。

- ・基本法、基本計画を踏まえ、地理空間情報の提供・流通の促進の意義について理解する。
- ・個人情報保護・知的財産権の権利処理など地理空間情報を扱う際に発生しうる問題について理解する。
- ・これらの問題への対処に関する基本的な考え方について理解する。

受講対象：

測量業、地図調製業、システム開発関連業等において、地方公共団体における GIS 導入・有効活用を効果的に支援できることを目指す者。

- (1) GIS、測量、SE、技術士等、専門的な技術知識を有するが、政策動向や法制度等の知見を今後強化しようとする技術系の若手～中堅社員
- (2) 自治体との窓口を担う営業担当の社員等

教育手法：

講義

担当講師及び講師の必要要件：

政府における検討状況及び国、地方公共団体における実務の実態を把握していること。

参考資料：

- (1) 地理空間情報活用推進基本法、地理空間情報活用推進基本計画

キーワード：

地理空間情報活用推進基本法、地理空間情報活用推進基本計画、地理空間情報高度活用社会
(G空間高度活用社会)、地理空間情報の提供・流通促進、個人情報保護、知的財産権 等